

空き家の 利活用に関する相談窓口

持ち家が空き家になって困っている、遠方に居住しているため空き家の管理ができない、空き家が居住可能なうちに賃貸・売却して活用したい場合などご相談ください。

また、空き家の解体についてもご相談できます。

相談の費用は、原則として**無料**です。

山形県宅地建物取引業協会山形

所在地／山形市松波一丁目10番1号

電話／023-642-8133

受付時間／〈平日〉午前10時から午後4時まで

- 「不動産無料相談会」を開催
(月1回土曜日、午前9時から正午まで)
- 「山形県内一斉空き家相談会」を開催
日時 令和7年8月2日(土)
午前9時30分～正午まで
場所 山形市霞城公民館(予定)

公認・空き家
相談専門士が
対応します

公益社団法人 全日本不動産協会 山形県本部

所在地／山形市松波四丁目1番15号
山形県自治会館6階

電話／023-665-0100

受付時間／〈平日〉午前10時から午後4時まで

- 「全国一斉不動産無料相談会」を開催
日時 令和7年10月1日(水)
午前10時～午後4時

空き家等について、お悩みや相談ごとがありましたら、お気軽にお寄せください。お近くの相談員が、電話・面談等、お客様のご要望に応じ対応します。

空き家の
見回り
サービス

公益社団法人
山形市シルバー人材センター

所在地／山形市双葉町一丁目2番3号
山形テルサ内(1階)

電話／023-647-6647

受付時間／〈平日〉午前8時30分から
午後5時15分まで

空き家の 適正な管理は 所有者の責務です

管理が適正でない空き家が原因で

他人に損害を与えた場合は、

空き家の所有者または管理者(相続人等)が、
損害を賠償する責任を負います。

※民法第717条(土地の工作物等の占有者及び所有者の
責任)に規定

このお知らせに関する 問い合わせ先

山形市まちづくり政策部
住宅政策課

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

☎023-641-1212(内線470・471)



山形市空き家対策

検索



山形市 空き家 対策

事業のご案内

このお知らせは、山形市内の家屋の納税義務者のうち、山形市外が
ご住所である方にお送りしています。空き家を所有されていない方にも
送付しておりますが、ご了承ください。

空き家の 利活用に関する補助金

山形市空き家補助金

検索

空き家バンク利活用推進補助金 (空き家バンクへ登録している空き家が対象)

空き家の清掃や家財処分等の費用について
費用の50%(10万円を上限)
に補助します。

準学生寮供給促進事業費補助金 (山形市中心市街地に所在する空き家等が対象)

空き家を学生専用賃貸住宅へ
リノベーションする事業です。
所有者に **改修費の一部** を補助します。

セーフティネット住宅改修費補助金 (市街化区域内に所在する空き家等が対象)

空き家を子育て世帯など
住宅確保に配慮を要する方の
専用賃貸住宅にする事業です。
所有者に **改修費の一部** を補助します。

※補助を受けるためには事前に相談・申請が必要です。
※詳しい情報は山形市のホームページをご覧ください。

「空き家バンク」について

空き家を買いたい・借りたい方に紹介する制度
です。登録物件情報は山形市のホームページで
公開しています。空き家を売りたい・貸したい
方はご相談ください。

山形市空き家バンク

検索



空き家の 解体に関する補助金

解体を行う場合は、所有者の負担で行うことが
原則ですが、山形市では老朽化し倒壊等の危険
がある空き家に関して解体費用の一部補助を
行っています。

老朽危険空き家除却補助金

国が定める「不良住宅」に該当する空き家が対象

解体費用の40%
(100万円を上限)
に補助

市街化区域空き家除却補助金

市街化区域に所在し、
近隣に悪影響のある空き家が対象

解体費用の50%
(50万円を上限)
に補助



※補助を受けるためには事前の調査と、それぞれ条件が
あります。
※解体後に補助金の申請はできません。
詳しくは山形市住宅政策課へ。